

## MHM Asian Legal Insights

第 39 号 (2015 年 4 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ  
(編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

### 今月のトピック

1. インドネシア : 外国人雇用に関する近時のトピック
2. ベトナム : 企業法の改正 (続編)
3. タイ : 会社及びパートナーシップの設立登記・登録資本金変更登記  
申請手続の厳格化

今月のコラム - ミャンマーにおける観光スポッター

### はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 39 号 (2015 年 4 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

### 1. インドネシア：外国人雇用に関する近時のトピック

インドネシアにおいては、近時、外国人の雇用に関連して様々なトピックが生じています。本レターでは、その中でも特に重要と思われるものをご紹介します。

#### (1) 許認可全般に関するワンストップサービスの開始に伴う就労許可 (IMTA) 発行手続の変更

2015 年 1 月 26 日より、インドネシアへの対内投資を所管する機関であるインドネシア投資調整庁 (BKPM) が許認可に関するワンストップサービスを開始しました。これにより、各種許認可に関連する省庁・機関の窓口オフィスが BKPM 内に設置され、これらの省庁・機関が BKPM と協力して必要な許認可を一括して発行することになりました (但し、石油・ガス・金融等一部の許認可はこの対象から除かれています)。

これに伴い、外国人の雇用のために雇用主が取得することが必要な就労許可 (IMTA) についても、BKPM において新規発行手続が行われることとなりました。もっとも、外国人個人が取得する必要がある暫時滞在許可証 (KITAS) については、従前どおり労働移住省移民総局にて手続を行うこととなります。

これに関して、同日、労働移住省は、外国人雇用に関する BKPM による労働関連許認可発行手続についての新しい規則 (労働移住大臣規則 2015 年 3 号) を施行していま

## MHM Asian Legal Insights

す（「新規則」）。

### (2) 外国人労働者の学歴要件の明確化等

新規則においては、BKPMにおける労働関連許認可の発行に関する手続が規定されているのみならず、以下に述べるとおり、労働関連許認可の発行を受けるに際して外国人労働者が有すべき学歴に関する要件が明確化されました。

具体的には、従来の労働移住大臣規則 2013 年 12 号においても、学歴要件として「就業予定の役職に応じた学歴を有していること」という抽象的な要件が定められておりましたが（本ニュースレター 2014 年 4 月号をご覧ください。）、実務上、大学卒業を学歴要件として求める運用が多くなされてきたことを踏まえ、新規則においては、「大学卒業程度の学歴」という、より具体的な要件が学歴要件として規定されています。

この学歴要件及び従来の労働移住大臣規則から継続して求められている実務経験の要件をまとめますと、労働関連許認可の発行を受けるに際しては、(a)取締役・コミサリス（監査役）又は(b)特別な技能・知識が必要な地位にある者を除き、管理職（Manager）の地位にある外国人労働者について、①大学卒業程度の学歴及び②関連する分野での 5 年間の実務経験が必要であるということになります。

### (3) 非居住外国人取締役・コミサリスに関する就労ビザの取得の要否

非居住外国人取締役・コミサリスが、インドネシアの就労ビザを必要とする「外国人労働者」に該当するか否かについては従前から議論のあるところでしたが、実務上は、これらの者は「労働者」には該当しないと整理の上、非居住外国人取締役・コミサリスについて特段就労ビザを取得していなかった外国投資企業も多かったと思われます。

しかし、昨年頃から、労働当局は、非居住外国人取締役・コミサリスについても、就労ビザの取得を求める指導を行っているように見受けられ、当局によるランダムな実地検査の際に就労ビザの未取得について指摘を受け、罰金を支払う事態に至った事例も、僅かながら当地では聞こえてきています。但し、このような行政指導については、会社法上は役員がインドネシアに居住することまでは求められていない点、また、個人レベルで KITAS を取得した場合に生じる課税問題（KITAS 保有者はインドネシア居住者としてインドネシアにおいて全世界所得が課税対象となります。）についてどのように整合的に考えるのか等、その運用の根拠・妥当性についていまだ不明瞭な点があります。

そのため、依然として今後の動向を注視する必要がある一方で、現時点では、労働当局から、会社設立時や会社設立後のランダムな実地検査の際に非居住外国人取締役・コミサリスの就労ビザについて指摘を受けた場合には、現地弁護士等にも相談の上、適切な対応を取ることが望ましいと思われます。

## MHM Asian Legal Insights

弁護士 埴 晋

☎ 03-6212-8362

✉ [susumu.hanawa@mhmiapan.com](mailto:susumu.hanawa@mhmiapan.com)

弁護士 竹内 哲

(ジャカルタ Akset 法律事務所出向中)

☎ 03-6266-8573

✉ [tetsu.takeuchi@mhmiapan.com](mailto:tetsu.takeuchi@mhmiapan.com)

弁護士 田中 亜樹

☎ 03-6266-8919

✉ [aki.tanaka@mhmiapan.com](mailto:aki.tanaka@mhmiapan.com)

## 2. ベトナム：企業法の改正（続編）

2014年11月28日に閉幕した国会（第13期国会第8回会議）（「第8回国会」）において、投資法及び企業法の改正法が可決されるに至りました。これらの改正法は、いずれも2015年7月1日より施行されます。

前号に引き続き、本号では、企業法の改正法（「改正法」）の重要なポイントについて説明します。

### 一 複数の法定代表者の選任により非常駐者も法定代表者となることが可能に

現行法の下では、有限責任会社及び株式会社に複数の法定代表者を選任することはできず、また、法定代表者は必ずベトナムに常駐することが義務付けられています。

これに対し、改正法の下では、有限責任会社及び株式会社ともに複数の法定代表者を選任することが認められた一方で、常駐義務が課される法定代表者は1名のみとされていますので、ベトナムに常駐しない法定代表者の選任が可能となりました。

また、現行法の下では、法定代表者が30日以上ベトナムを離れる場合には、法定代表者による権利行使及び義務の履行を他者に書面にて授権しなければならないと規定されていますが、改正法の下では、法定代表者が1名のみ選任されている場合に限り、このような義務が課されています。

### 二 少数社員権及び少数株主権の要件緩和と範囲拡大

現行法では、有限責任会社においては、少数社員権として、「25%超」の出資分を有する社員に社員総会を招集する権利が認められていますが、改正法はこの比率を「10%以上」に引き下げました。また、改正法では、これに加えて、10%以上の出資分を有する社員に、①取引記録・会計帳簿・年次財務報告書の閲覧等、②社員名簿、社員総会議事録等の閲覧・謄写及び③社員総会決議取消訴訟の提起を行う権利も認めています。

株式会社においても、現行法では、6ヶ月以上継続して普通株式総数の「10%超」の株式を有する株主は、①取締役会及び監査役会メンバーの候補者の推薦、②取締役会議事録、半期又は年度財務報告書、監査役会報告書の閲覧・謄写、③一定の場合における株主総会の招集、④会社の運営上の問題点についての監査役会に対する検査要求等を行

## MHM Asian Legal Insights

う権利を有しますが、改正法では、6ヶ月以上の継続保有要件に変更はないものの、この「10%超」という比率が「10%以上」に引き下げられ、かつ、この要件を満たす株主には、新たに、株主総会決議取消訴訟を提起する権利が認められました。

### 三 株式会社における機関設計の選択肢の拡大

現行法では、株式会社においては、株主総会、取締役会及び社長が必要的設置機関とされていることに加えて、個人株主が11名以上である場合又は50%以上の株式を保有する法人株主が存在する場合に限り、監査役会の設置が義務付けられています。

これに対し、改正法では、株主総会、取締役会及び社長は依然として必要的設置機関とされていますが、個人株主が11名以上である場合又は50%以上の株式を保有する法人株主が存在する場合であっても、取締役の員数の少なくとも20%以上が独立取締役であり、かつ、取締役会に直属する内部会計監査委員会 (Internal auditing committee under the Board of Management) が設置されている場合には、監査役会を設置しないという選択肢も認められることになりました。

### 四 1名有限責任会社における減資が可能に

現行法の下では、1名有限責任会社は減資を行うことができないと規定されていますが (なお、現行法の下でも2名以上有限責任会社及び株式会社は減資を行うことが可能です。)、改正法の下では、1名有限責任会社であっても減資を行うことが認められました。

### 五 異なる会社形態の会社間の合併が可能に

現行法の下では、同種の会社間の合併のみが認められていますが (すなわち、有限責任会社と株式会社が合併する場合には、いずれかが会社形態を変更し、同じ会社形態にする必要があります。)、改正法の下ではこのような制約がなくなり、有限責任会社と株式会社という異なる会社形態の会社が合併する場合であっても、事前にいずれかの会社形態に統一することなく、合併を行うことが可能となりました。

弁護士 塙 晋  
☎ 03-6212-8362  
✉ [susumu.hanawa@mhmjapan.com](mailto:susumu.hanawa@mhmjapan.com)

弁護士 竹内 哲  
(ジャカルタ Akset 法律事務所出向中)  
☎ 03-6266-8573  
✉ [tetsu.takeuchi@mhmjapan.com](mailto:tetsu.takeuchi@mhmjapan.com)

弁護士 山口 健次郎  
(ホーチミン Frasers 法律事務所出向中)  
☎ 03-6266-8792  
✉ [kenjiro.yamauchi@mhmjapan.com](mailto:kenjiro.yamauchi@mhmjapan.com)

## MHM Asian Legal Insights

### 3. タイ：会社及びパートナーシップの設立登記・登録資本金変更登記申請手続の厳格化

2015年3月24日、会社及びパートナーシップの設立登記及び登録資本金の変更登記申請に関する新たな告示が公表され、2015年4月1日から施行されました。

この告示により、登録資本金が500万バーツ（現在の為替レートで約1,800万円）を超える会社又はパートナーシップの設立登記申請を行う場合、及び増資に伴い会社又はパートナーシップの登録資本金が500万バーツを超えるような登録資本金の変更登記申請を行う場合には、以下の書類を追加で提出するよう求められることとなりました。

#### 【設立登記の場合】

##### (1) 現金による払込みの場合

- ・ 設立登記申請時：設立される会社の署名権者又は設立されるパートナーシップの業務執行組合員が登録資本金に相当する金銭の払込みを受領したことを証する銀行発行の証拠書類
- ・ 設立登記申請が受理されてから15日以内：設立された会社又はパートナーシップが登録資本金に相当する金銭の払込みを受領したことを証する銀行発行の証拠書類

##### (2) 現物出資による払込みの場合

- ・ 設立登記申請時：出資される財産について、その所有権が設立される会社又はパートナーシップに譲渡されること、又は設立されるパートナーシップにより使用されることを確認する当該財産の所有者による確認書
- ・ 設立登記申請が受理されてから90日以内：以下の各書類
  - ① 不動産又は登録を要する財産の場合、会社又はパートナーシップが所有者であることを証する証拠書類
  - ② ①以外の財産の場合、出資される財産の明細及び金額が記載された一覧
  - ③ 組合員が現物出資を行った場合には、当該財産の使用に関する合意書

#### 【登録資本金変更登記の場合】

##### (1) 現金による払込みの場合

- ・ 変更登記申請時：設立登記申請が受理されてから15日以内に提出する上記書類と同様の書類

##### (2) 現物出資による払込みの場合

- ・ 変更登記申請時：設立登記申請が受理されてから90日以内に提出する上記書類と同様の書類

この告示の趣旨は、会社又はパートナーシップに多額の出資が行われるような場合に、

## MHM Asian Legal Insights

適切かつ正確な登記申請が行われることを確保する点にあるものとされています。

もっとも、設立時にこの告示を遵守しようとする、設立時に払込みを証する書類の提出が必要となるため、設立登記完了後に会社の銀行口座を開設した上で設立時の出資の払込みをするという従来の実務が採用できなくなります。

この従来の実務は、①設立前に署名権者等の個人口座に多額の資金を払い込むことによるリスクを回避する、②署名権者等が非タイ人のみの場合には会社設立前に銀行口座を開設することができないという銀行手続上の問題点を回避するために採られていました。しかし、この告示により設立時にこれらの問題を回避できないという不都合が生じてしまうため、従前の実務に沿うように今後この告示が変更されることが期待されません。

なお、会社及びパートナーシップの設立登記及び登録資本金の変更登記申請に関する告示は、2014年11月18日及び2015年1月30日にも公表されており、ここ数ヶ月の間に3回変更されていることから、このような観点からもその動向を注視する必要があるものと思われます。

弁護士 二見 英知

☎ +66-2-633-8350 (バンコク)

✉ [hidetomo.futami@mhmjapan.com](mailto:hidetomo.futami@mhmjapan.com)

弁護士 秋本 誠司

☎ +66-2-633-8351 (バンコク)

✉ [seiji.akimoto@mhmjapan.com](mailto:seiji.akimoto@mhmjapan.com)

弁護士 茨木 雅明

☎ +66-2-266-6485

(バンコク Chandler & Thong-ek 法律事務所出向中)

✉ [masaaki@ctlo.com](mailto:masaaki@ctlo.com)

✉ [masaaki.ibaragi@mhmjapan.com](mailto:masaaki.ibaragi@mhmjapan.com)

## MHM Asian Legal Insights

## 今月のコラムーミャンマーにおける観光スポットー

駐在開始から早くも6ヶ月が経過しました。月並みですが、今回は皆さんが足を運ばれたことのないであろうミャンマーという国（主に観光地）を簡単に紹介したいと思います。



まずは、ヤンゴン最大の観光地である、シュエダゴン・パゴダです。ヤンゴンには大小含めてたくさんの金色の仏塔が建っており、その中でも最大の仏塔がこちらのシュエダゴン・パゴダになります（パゴダとは仏塔を意味します。）。敬虔な仏教徒の多いミャンマーにおいては、多くの人々が全国各地からこのパゴダを目指します。



シュエダゴン・パゴダを訪れて麓から見上げるとその壮大さに圧倒されます。また、現地の人々が熱心にお祈りをしており、宗教的意味合いを強く感じさせられます。夜は綺麗にライトアップされているので、夜に訪れるのもお勧めです。



金色といえばミャンマーにおいてはゴールデンロックも有名です。ヤンゴンから車で片道5時間のチャイティーヨーという町にこの金色の岩はあります。言い伝えによれば、岩の上にある小さな仏塔の中にあるお釈迦様の髪の毛で、落ちそうで落ちない岩の絶妙なバランスを保っているそうです。



左上の写真は岩を下から撮った写真ですが、まさに今にも落ちてきそうな錯覚を覚えます。右の写真は、少し角度を変えて撮ったものですが、こう見ると岩の重心は思ったよりも崖のほうにあるように見え安心します。



最後に、ミャンマー国内で最大の仏教遺跡群であるバガン遺跡を紹介したいと思います。

バガン遺跡の敷地は広いので、観光客はタクシー、原付バイク、自転車等を利用して回りますが、馬車でゆっくりと回るのも風情がありお勧めです。



広大な敷地内に仏教遺跡が点在しているその光景は一見の価値ありだと思います。

（弁護士 文堂 友寛）

## MHM Asian Legal Insights

### NEWS

#### ▶ バンコクオフィス業務開始のお知らせ

当事務所は、2012年にシンガポールオフィス、2014年にはヤンゴンオフィスを開設し、アジアの新興国特有の諸問題にかかわるノウハウと豊富なクロスボーダー案件の経験を活かして、クライアントの皆様にはリーガル・サポートを提供してまいりました。また、タイにおいては、提携関係を有している Chandler & Thong-ek 法律事務所に、二見 英知弁護士が常駐する MHM バンコクデスクを設け、同国における皆様のご活動のサポートを実施してまいりました。

近時、アジア新興国の中でも特に成長著しいタイにおいては、複雑な案件が急増するとともに、現地におけるサポートの必要性が一段と高まってきております。当事務所は、時代の変化や多様化するリーガルニーズに応えつつ最良のクライアント・サービスを提供することを常に使命としており、タイ現地におけるサービスの提供体制をより一層強化すべく、今般、MHM バンコクデスクを改変し、新たにオフィスを設けることを決定し、2015年4月1日より開業いたしました。

バンコクオフィスでは、35年を超える国際取引の実務経験を有するパートナーの米 正剛弁護士が代表を務めるほか、引き続き二見 英知弁護士が常駐して業務を提供いたします。さらに、クロスボーダー案件につき豊富な経験を有する秋本 誠司弁護士が新たに常駐いたします。バンコクオフィスは、東京・大阪・福岡の各オフィスにおけるタイ案件の豊富な経験を有する弁護士と、また同地域に所在するシンガポールオフィス、ヤンゴンオフィスの弁護士とも緊密に協働しながら、クライアントの皆様をサポートしてまいります。

当事務所は、今後とも、東京、大阪、福岡、北京、上海、シンガポール、ヤンゴン、そして新たに加わるバンコクの各オフィス・全弁護士が一丸となって、より一層クライアントの皆様のお役に立てるよう尽力してまいりますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

#### ▶ 日経産業新聞にて、関口 健一 弁護士のコメントが掲載されました

2015年4月7日付、日経産業新聞 18面『地域統括拠点 権限移譲をーシンガポールでの設置拡大、利点生かす道』と題した記事において、関口 健一弁護士のコメントが掲載されました。

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhmjapan.com  
03-6212-8330  
[www.mhmjapan.com](http://www.mhmjapan.com)